ID:　10
担当部署:　公平委員会事務局

処分の概要	退場命令
例　規　名 根 拠 条 項	口頭審理の傍聴に関する規則　第5条
例 規 番 号	平成7年公平委員会規則第1号

【根拠条文】

（退場命令）

第5条　審査長は、傍聴人がこの規則に違反したと認める者に対して注意を促し、なお改めないときは退場を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　　月　　日